

## 教育委員会6月定例会会議録

1. 日 時 平成30年6月26日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 井 坂 隆  
職務代理者 説 田 賢 哉  
委 員 松 延 芳 子  
委 員 今 野 登 喜 子  
委 員 鈴 木 敏 之
4. 委員以外の出席者  
教 育 部 長 服 部 正 彦 参 事 菊 地 正 和  
教育総務課長 平 井 康 裕 学 務 課 元 川 宏  
文化生涯学習課 佐 賀 憲 一 スポーツ振興課 根 本 卓 也  
国体推進課 北 島 康 雄 指 導 課 鶴 田 由 紀 子  
図 書 館 大 貫 三 千 夫 博 物 館 木 塚 久 仁 子  
上高津貝塚 黒 澤 春 彦
5. 議 題
  - (1) 土浦市教育委員の任命について (教育総務課)
  - (2) 教育長職務代理者の指名について
  - (3) 教育長報告事項
  - (4) 議 案  
議案第13号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について (学務課)  
議案第14号 土浦市図書館協議会委員の任命について (図書館)  
議案第15号 土浦市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について (指導課)
  - (5) 協議事項
    - ① 平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について (案)  
(教育総務課)
  - (6) 報告事項
    - ① 平成30年度土浦市立幼稚園、小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定について  
(指導課)
    - ② 美術品収集検討委員会委員の委嘱について (文化生涯学習課)
  - (7) その他
    - ① 夏休みファミリーミュージアムの開催について  
(土浦市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
    - ② 第42回子ども郷土研究の開催について (上高津貝塚ふるさと歴史の広場)

③ 第21回土浦薪能について

(文化生涯学習課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 それでは、平成30年6月の教育委員会定例会を始めます。

議題に沿って進めてまいりたいと思います。

教育総務課 2項目め土浦市教育委員の任命についてでございます。定例会資料の1ページのをお願いいたします。

先日、6月7日付で小原芳道委員から委員の辞職願が出されたことから、委員の皆様にも持ち回りでご報告をさせていただきました。

先日開催されました第2回市議会定例会におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、市議会の同意を得て、小原委員の後任といたしまして、次ページの経歴にもありますとおり、おおつ野8

丁目に在住の現おおつ野こどもクリニックの院長であります鈴木敏之氏の教育委

員の選任動議が可決されましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、鈴木委員におかれましては、現在真鍋小学校、上大津東小学校・西小学校、第五中学校の学校医をお願いしてございます。

任期につきましては、再度1ページのほうをお戻り願います。

下段の参考の任期の第5条にもございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定によりまして、前任者の残任期間となりますことから、委嘱日から2019年の6月24日までとなるものでございます。

教 育 長 ありがとうございます。それでは、鈴木委員、ご挨拶をお願いできればと思います。

鈴木委員 21日付で教育委員に任命されましたおおつ野こどもクリニックの鈴木と申します。

どうぞよろしくをお願いいたします。

私はずっと土浦で生まれ育っております。小学校は上大津西小学校、筑波大を卒業しまして、小児科医を35年ぐらいしております。おおつ野に開業してから14年目になります。先ほどありましたけれども、学校医なども経験させていただきました。これからも頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

教 育 長 続きまして、議題の2番目、教育長職務代理者の指名についてお願いします。

教育総務課 改めて、事務局から自己紹介をさせていただきたいと思っております。

—————部長・各課長挨拶—————

教 育 長 ありがとうございます。

続きまして、2番の教育長職務代理者の指名についてお願いします。

教育総務課 本日お配りしております右上に資料1と書かれてございます資料でご説明させていただきます。

これまで教育長職務代理者として委員会にお骨折りいただきました小原芳道委員におかれましては、先ほどご説明させていただいたとおり、本年6月7日付で辞職されたことから、参考の下段にあります地方行政法第13条2項の規定に基づ

きまして、あらかじめ教育長が委員の中から指名をしまして、教育長に事故がある場合などに事務に支障を来すことがないように配慮するものでございまして、教育長から指名をいただくものでございます。指名のほど、よろしく願いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長が指名ということでござい

教 育 長

さすので、職務代理者は、説田委員にお願いいたします。

説 田 委 員  
教育総務課

よろしく願いいたします。  
ただいま教育長から職務代理者として指名をいただきましたことから、説田委員の資料を差しかえということで加えさせていただいております。なお、任期につきましては、教育長が別の委員を指名するまでの期間というもので、今回一部等差しかえということで配付させていただきました。よろしく願いいたします。

説 田 委 員

改めまして、こんにちは。本当に諸先輩いる中で、私ごときがいいのかなと思っておりますけれども、いろいろな短期間の中に先輩の教育委員の先生方がいろいろな理由で退職をされたということになりましたので、短いながらも一番古株になってしまいましたので、また、教育長ご指名でございまして、何とか役を全う

させていただきたいというふうに思っております。  
どんな仕事があるのかなと、これを見ますと大変な役だなと思っておりますけれども、ぜひ事故等なきようにご配慮いただいて、私がここにお仕事がないように頑張っていたらというふうに思っておりますので、そういったのを含めまして任期の間頑張らせていただきますので、改めましてよろしく願いいたします。

教 育 長

続きます、教育長報告事項お願いします。

————— 4月26日以降の行事について報告 —————

教 育 長

ありがとうございます。それでは議案に入りたいと思います。議案第13号をお願いします。学務課。

学 務 課

資料の5ページをお願いいたします。

土浦市教育支援委員会委員の委嘱についてでございますが、教育支援委員会におきましては、教育委員会の諮問に応じまして、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童、生徒の適正な就学支援等の教育支援、そのために必要な事項について、調査、審議することを任務としております。

資料の一番下の方に記載させていただきました土浦市教育支援委員会条例第3条の規定に基づきまして、平成29年7月1日から2年間の任期で各委員の方々に委嘱しておりますが、人事異動あるいは役員改選等により、表の中の米印の5名の委員の方が変更になるものでございます。

なお、資料に一部誤りがございまして、お手数でも訂正をお願いしたいのですが、表の上から6人目の東小学校の川口教頭先生、こちら、役職・職名の欄、土浦市教頭会会長となっておりますけれども、土浦市教頭会の代表ということで、会長を代表に訂正していただきたいと存じます。

教 育 長

議案13号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について説明がございましたが、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、そのようにしたいと思います。

続きます、第14号 土浦市図書館協議会委員の任命について図書館をお願いします。

- 図 書 館 資料の9ページのほうをお願いいたします。  
土浦市図書館協議会委員の任命についてご説明いたします。図書館では、図書館法で規定しております図書館協議会というものをつくっております。図書館協議会は図書館の運営に関し、図書館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につきまして、館長に対して意見を述べていただく機関としております。土浦市立図書館では、下の参考の一番最後に書かせていただいております土浦市図書館条例第7条のほうで規定しております、委員10人以内ということで組織しております。今回、6月30日で改選がございまして、上の表に戻っていただきまして、一番右側の備考欄に再任という文字が入ってない空欄の方、4名の方が新たにご新任の委員様ということでお願いすることになります。上から、百瀬初江さん、4人目の菊田靖久さん、5人目の春日裕子さん、6人目の根本顕さんの4名が新任の委員さんとなります。
- 教 育 長 図書館の協議会委員の任命ということで、新しくなられた方、再任の方がいますが、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、このようにしたいと思います。  
続きまして、第15号 土浦市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、指導課お願いします。
- 指 導 課 土浦市いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてでございます。国のいじめ防止対策推進法第28条に、重大事態の対処として重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織を設けると定められております。それを受けまして、本市では、土浦市いじめ問題対策連絡協議会等条例第12条、一番下に掲げております、そちらに基づきまして、いじめ問題対策委員会の委員、いわゆる第三者委員会の委員を委嘱いたします。任期は2020年3月15日までとなっております。  
その下の表にありますが、一番右側に再任と書かれております委員の方々が前回に引き続き委員になってくださる方です。空欄の方、上から2段目の菊田さん、池田さん、風間さん、小島さんに関しましては、新しく委員になっていただく方でございます。  
所掌事務につきましては、参考の第11条に掲げてありますとおり、いじめの防止等のための対策に関する調査や審議をしていただく。2点目として、いじめ対策推進法の第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係等の調査をしていただくという組織でございます。
- 教 育 長 私のほうから、いじめ問題対策協議会の条例の中で、いじめと認識する重大事案、これについては委員会のほうでも共通理解しておいたほうが良いと思うので、二つあると思うんですが、説明願います。
- 指 導 課 重大事態というのは今教育長からありましたように、2点ございます。1点目は、児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が及んだ場合でございます。2点目が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた場合ということでございます。相当の期間というものが何を指すかということは、基本的に不登校ということで報告が規定されている日数が30日ということでございますので、いじめが原因で30日間以上学校を欠席することを余儀なくされたような場合には、この重大事態に当たる

と考えております。

教 育 長

一番目の生命、身体、財産等にかかわることというのは常識的に重大事案であるということは理解しやすいところです。茨城県の場合、取手市で事例がありましたが、それ以外に2つ目としていじめが原因と考えられることで30日以上長期的な休みも該当するということです。この件については、以前にもお話ししているように、土浦市の場合も1件事案がございました。4年前に起きたことについて保護者からお話があり、いじめ問題対策委員会を進めているということがございますので、再確認願いたいと思います。

それでは、委員の委嘱については、よろしいですか。

松 延 委 員

お聞きしたいんですけども、新治学園では、いじめ対策防止委員会を設置して月1回の定例会を開催するというような取り組みをされているそうなんですけど、他の小中学校においても、特別な対策委員会というような設置はしているのでしょうか。これと別ですけども。

指 導 課

どの学校でも学校のいじめ対応のための基本方針というようなものを打ち出しておりまして、大きなところとしては共通しているような文言になりますが、細かいところでは、学校によってアレンジといいますか、学校に合った形で採用しているもの、そういう基本方針がございます。それにのっとって学校はそういった組織をつくっております。

新治学園のいじめ問題協議会、そちらのような文言を使っている学校もあれば、そうではなくて、学校の中で起こった、いじめだけではなくて、さまざまな生徒指導の課題について学校の中で生徒指導主事や学年の代表者や管理職が入って、共通理解をするような会議は週に一回、基本的には中学校が多いかと思うんですが、そういった会議は定例的に設けています。

何か大きな事案が起こったときに、教育委員会とはまた別に、学校の中でいじめが発生した、それを学級担任や学年の中で対応するだけではなくて、学校全体として今後どんなふうに対応していくか、当然事実関係も確認しながら対応策について検討していくような組織は設けていくように、基本方針はこの学校でも設けています。それが定例的かどうかというのは、学校によっては違いがあるかと思います。

松 延 委 員

わかりました。ありがとうございます。学校のほうで子供たちにアンケートを取ったり、その後面談をしたりということで子供たちの状況を把握するというのをしてくださっていますけれども、それはとても大事なことだと思っています。本当に子供たちの中には普段言えないけれども、面談やアンケートを通して、今度言おうかなと準備をしているお子さんも多いようです。しかし面談の順番が回ってこないまま長期の休みを迎えてしまったみたいな声もよく聞くんですね。なので、全ての学校がそういう委員会を設置していて、先生方の意識がある中であれば、もう少し徹底されるのかなということを以前から感じておりましたので、お聞きしたかったんです。

指 導 課

今ご指摘いただいたように、いじめに限らず子供たちの悩みについて個別に集約するような面談やアンケートは、学期に2回ぐらいが多いかと思うんですけども、どの学校でも先ほどの基本方針に設けて、実施はしているところです。ただ、今

教 育 長

ご指摘あったように、不十分なまま終わっている学校もあるようですので、校長会とか教頭会とかそういった機会にしっかりと子供たちの意見を吸い上げるような指導を今後してまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、委員の委嘱についてはこのとおりとします。

以上で3番目の議案は終了いたしました。

教育総務課

4番目の協議事項、平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について、教育総務課お願いします。

定例会資料の14ページでございます。

平成29年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施の案でございます。こちらにつきましては、毎年前年度の事業に対する点検・評価を行っているものでございますが、毎年作成いたしまして、これを議会に報告するとともに公表することとなっております。

2番目の有識者につきましては、点検・評価の客観性を確保するという観点から、記載の3名の皆様をお願いするものでございます。

また、3番目の有識者の会議の予定でございますが、今年度は3回予定してございます。7月4日、5日と7月30日の3回を予定してございます。こちらの3回によりまして、各課の事業につきまして有識者によりますヒアリングを行う予定でございます。

4番目の今後のスケジュールでございますが、有識者の会議を経まして、有識者の皆様からのご意見等を記入しました案を8月の定例会に改めてご報告をさせていただきます。また、その定例会を経まして、9月の議会におきまして、文教厚生委員会に報告の上、その他の議員の皆様へ配付をするとともに、ホームページでも公表を予定してございます。

なお、右上資料2、点検・評価の報告書（案）をご覧くださいと思います。こちらの5ページをお開き願います。

教育委員会に関する部分でございます。まず、5ページの2番目でございますが、会議の開催状況でございます。6行目に記載のとおり、平成29年度は定例会を12回、臨時会5回の合計17回の会議を開催いたしまして、106件の案件についてご審議をいただいたところでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

こちらからが定例会または臨時会の内容でございます。主な意見の欄、並びで言いますと上から大きな枠内の3番目でございますけれども、主な意見のところ委員の皆様からいただきました意見を整理いたしました。

また、22ページからの内容につきましては、3番目でございます。活動実績、こちらが各委員の活動内容ということでございます。

24ページ、25ページにつきましても、活動状況に関する評価ということで、24ページの4の活動状況に関する評価、会議の運営についての評価、こちらについても委員の皆様からいただいた意見を記載してございます。ご確認をいただければと思います。

本日お持ち帰りいただきまして、ご確認後、訂正等がありましたら、期間が大変

短くて申しわけございませんが、6月28日までに教育総務課へご連絡をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

教育部長

追加で、7ページご覧になっていただきましたように、主な意見のところには各委員さんの名前入りで資料が作成されます。括弧書きで。これは議会にも報告いたしまして、公表もされますので、自分の言ったこととニュアンスが違うというような場合はご指摘いただきたいと思います。そういう意味でも大変恐縮ですが、ご点検のほうよろしく願いしたいと思います。

教育長  
説田委員  
教育総務課

ただいま説明があったとおりでございますが、ご意見何かございますでしょうか。質問です。この資料は有識者会議の前には有識者の三方には配られるんですね。有識者の方には事前に配付をさせていただきました、この内容について各課のほうで各事業のヒアリングがございます。

説田委員

私も何年か前にこの有識者の枠に入れていただいたことがあったんですけども、今だったらすごくよく理解できるんですけども、当時はわからないまま進めたところがありますので、事前にいただいて熟読ができることより理解が深まるかなと。田上先生とか小野寺先生はお詳しいとは思いますが、市P連の会長の方はなかなか理解するには若干時間を要すると思いますので、ご配慮いただければと思います。

教育長

説田委員は教育委員会とか市の財政とかいろいろところで審議の経験がおありなので、最初にこれをバツと見せられても内容の理解は難しいということですよ。よろしく願いいたします。そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、協議事項はこのぐらいにします。

報告事項お願いします。①平成30年度土浦市立幼稚園、小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定についてお願いします。

指導課

学校閉庁日の設定につきまして、15ページをお願いいたします。

趣旨をご覧ください。教職員の長時間労働が全国的な問題となっております。学校を取り巻く環境が複雑化している中で、学校の教育力をより一層高め、教育改革への対応を進めるため、教職員の働き方改革を進める必要がございます。その取り組みの一つとして、次のとおり、市内全ての公立の幼稚園、小中学校、義務教育学校において、学校閉庁日を設けることといたします。

期間は、そちらにございますとおり、8月13、14、15、11月13日県民の日、また、年末の12月27、28、合計6日間でございます。

こちらの学校閉庁日という文言なんですけど、昨年度辺りから文科省でも使っている用語でございます。そもそも、長期休業期間において年次有給休暇を確保できるよう、一定期間の学校閉庁日の設定を行うことというような使い方で使われている言葉でございます。

内容につきましては、3にございますとおり、日直は置かない、学校は通常土日以外、夏休みも原則2名日直を置いておりますが、そちらも置かない。二つ目に研修会や行事等を基本的には行わない。3点目には部活動は原則として行わない。特に、お盆の後などに全国大会などもありますので、そういった事情のある場合には練習は可能かと思うんですが、近日中に代替日と申しますか、休養日を設けるとい

うなことで進めたいと考えております。

また、この閉庁日、通常日直がいた期間でございますので、緊急時の連絡などが発生した場合には、教育委員会のほうで対応するというふうにしたいと思っております。

こちらの内容につきまして、5のその他にございますとおり、3点のほうで周知を公開したいと思っております。一つ目は、各学校から保護者宛てに通知を発出する。2点目に、広報つちうらの7月中旬号に掲載し、市民の皆様へ周知する。また、他の市町村宛てにも通知を発出するというように対応したいと思っております。次年度以降につきましては、また今年度の状況を確認の上設定してまいりたいと考えております。

教 育 長

ありがとうございます。内容的に非常にわかりづらい話かと思ひまして、よく聞くのは、学校というのは夏休みがあるので、夏休みだから先生方も休みではないのかということです。これは夏休みというのは日本の教育の明治5年からの伝統からいけば休みなんですけれども、今は授業をやらない日であって、教職員は出勤日なんです。だから教職員が休めるのは休業日、土曜、日曜とか年度末とか祝祭日。そして夏休みに関しては出勤日なので、自分の有給休暇を取って休むということになり、基本的に有給休暇は毎年の積み上げがあるので40日ですよ。今の日本の学校の現状として、有給休暇が40日あっても、40日取る教員というのはほとんどいない。特に校長先生あたりは、土浦市の事例を見ていると、1日とか2日しか取らない先生がいっぱいいます。教職員もそうであり、休みを取らないのと、1日の勤務時間が法律では8時間なんですけれども、それが中学校なんかを見ると、電灯がついて夜10時とか、ときには3年生の進学前なんか11時ぐらいまで学校にいる時があるようです。そうすると、これは法律違反をしていることになって、それを教育委員会、日本全国どこでも認めているような形になり、それではいけないということで問題になっています。民間の過労死の問題とか働き方改革の一環でも問題になっていることです。

この閉庁日というのはどういう位置づけになるかと、名前がわかりづらいんですけども、要するに、学校には誰もいませんということです。閉庁日には、先生方は有給休暇を取るんですよ。有給休暇の中から取るわけですよ。そうすると、学校に、例えば用事があるって来た人は誰もいないから用を足せなくなってしまふ。このような方への対応が非常に難しいんですけども、事前に市報等で公表して知らせていくということです。

県内44市町村のうち、新聞の報道などによると、検討しているのが33市町村、既に決めた所もございます。大体6日から7日くらいが多いようです。特に県民の日とかお盆の間あたりをあてているいるみたいですよ。土浦市もそういう意味で、今年、平成30年から先生方の働き方改革の一環と、地域全体で学校のあり方全体を考えるとという観点で、特に運動部の先生にはすごく負担がかかっているということなので、小中一貫教育を全面的にスタートしたこのタイミングで、学校閉庁日を設けるということを提案させていただいたということです。ご意見のほうございますでしょうか。

説 田 委 員

ちょうど今、学校訪問をさせていただいておまして、学校長の生の声を聞きます



と、これが本当に大きな問題になっております。やはり働き方改革全体で進める中にありますので、これはぜひ推進していただきたいと思うんですけれども、恐らく1週間とか1カ月とか1年の仕事の総量は変わらないとすると、しわ寄せがまた来ちゃうでしょうから、それをやっぱり教育委員会全体で考えて、先生方の仕事の量をなんとか減らすというのを本気で考えないと、リフレッシュするのでもいいことですので、応援したいと思えますけれども、やっぱり日々のあれも変えていかないと、根本的に解決しないのかなというところがあるので、緊急的なところもあるんだろうと思いますので、皆さんと一緒に解決したいというところと、やはりあと、周知するということですよ。先生方も大変なので、しっかりお休みが取れるような状況を皆さんご理解ください、市報に出すということですから、その閉庁日云々というところも、これ以外何があるのかわかりませんが、見ない人もいるでしょうけれども、どんどんPRしていただいて、堂々とお休みが取れて、何か問題があるときは違う形で対応しますというのをアピールしていただければと思います。

教育部長 補足になるんですが、まだ過渡期の表現だと認識しています。というのは、市で職員が閉庁日というのは勤務を要しない日と明確に位置づけられています。法律上、条例上。ということは、有給休暇を取るのではなくて、勤務を要しないので、特に休暇を取る手続は必要ありません。しかし、こちらの学校閉庁日のほうは、文科省も茨城県の教育長のほうからも、適当な言葉がないので学校閉庁日という言葉は位置づけてありますが、先生方は有給休暇を取得しなくちゃならないという、ただ、一緒に取ることによって効率的に休暇を取りにくい環境を改善しようということで、そういう趣旨でございまして、恐らく法制的には法律的な整備が今後進んでいくのではないかと感じておりますけれども、そういう制度でございまして、そこだけはよろしくお願ひしたいと思います。休暇を取らなくちゃならないんです。

鈴木委員 閉庁日には先生たち誰もいなくなるということですが、セキュリティーに関しては大丈夫なんでしょうか。

指導課 警備のほうは機械警備が入っておりますので、そちらに関しては、そういう点では問題ないんですが、万が一何かありましたら、連絡は教育委員会なり、また、警備会社と学校との間で、何か、例えばガラスが割られたとかというときには、まず最初に。例えば教頭なら教頭にすぐ電話連絡をするというようなことは事前に約束事が決められておりますので、未然に防ぐということは難しいかもしれませんが、何かあったときにはすぐに連絡体制が取れるように事前の準備は行っております。

教育長 保護者の立場から。

松延委員 夜はどここの学校も電気はつけっ放しなんでしょうか。

参事 一応、防犯上の対策ということで、夜間は職員室の電気はつけて帰るといった形になっています。

松延委員 私も同じくセキュリティーの問題を心配していたんですけれども、電気がついているといふことであれば、その面では安心かなというふうに思います。いたずらや侵入犯罪等の抑止力になりますからね。

教育部長 公共施設は全て機械警備、職員がいない時間帯は全て機械警備が入れるようになっ

ております。

教 育 長  
教 育 部 長  
教 育 長

警備会社と警察に直接連絡が行くようなシステムにはなっているということですね。そういうことです。

大体5分くらいで来ていただいているみたいですが。そのほか、今野委員、経験上校長先生をやられていた立場から何かございますか。

今 野 委 員

これはもう単純に、ああ、よかったなど私は思っています。結局、今まで有給休暇で休んでいることに変わりはないんですけども、日直は必ずいたんですよ。ですので、例えば県民の日であっても、半分ぐらいの職員は出勤していたり、そういうことが現実ありましたので、閉庁日ということで学校は閉まっているということであれば、休みやすいとか、年休であっても取りやすいという気がします。ただ、これを本当に徹底して周知していかないと、今日は先生なんで休んでいるのみたいなことが地域にいても聞かれたりすることがいっぱいありまして、カーテン閉めてこもっていなきゃならないような後ろめたさを感じる経験上ありました。そういうこともあって、やはり周知するということが大事かなと思います。

教 育 長

ありがとうございます。私も今野委員と同じような経験を何回もしてまして、平日に畑でトラクターを動かしたり、いろいろとやっていると、今日は休みかと聞かれるので……。若いころは、月曜日から金曜日までに休暇をとっても、家にこもっていることが多かったような気がします。だんだん年とともに凶々しくなり、世間の目はあまり気にしなくなりました。ただ、社会全体というより個人の問題なんだろうけれども、日本人の勤勉意識は世界的には誇れるものなので、その辺との兼ね合いもこれから整えていく必要があるのかなと思います。そうしないと、一般企業も含めて勤勉に働くことによっていろいろな悲惨なことが起きることがないようにしたいものです。先生方が休むことが、逆に言うトリフレッシュして、子供たちの笑顔とか勉強に返っていくというプラス面もよくPRしていただきたいと思えます。

これって記者会見などはしないんですか。「広報つちうら」には掲載するということがありますが。新聞上には、例えば古河市がやったとか、水戸市がやる予定ですか、そういうのがあるということは記者に提供しているんだと思うんですけども、プレス対応についてはどういうふうに考えていますか。

指 導 課

定例会で報告させていただいた後に、庁議といいますか、市長や部長さん方に出ていただく会議の中で報告をさせていただこうと思うんですが、その後記者発表なども行ったほうがより周知は徹底されるのかなと思うんですが、それについてまたご相談してからお話をさせていただきたいと思えます。

教 育 長

そうすると、委員の皆様は賛成ということでよろしいですか。庁議というのは市長、副市長、教育長、部長さんたちが集まる会議です。大体、庁議の後月1回のペースで記者会見があるので、基本的には同じ月になってしまいます。庁議がある日に記者会見ですから。だから一番早いのは7月4日なので、それに間に合えば、やったほうがいいですよ。

教 育 部 長

そのように手配しまして、7月3日の庁議に諮りまして、基本的にはこれを公表、同日庁議後に開催される記者会見で発表するような段取りを考えておきたいと思っ

ております。その辺の内部的な手続を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

教 育 長

ありがとうございます。それでは、報告事項の①番目はよろしいでしょうか。続きまして、②美術品収集検討委員会委員の委嘱について文化生涯学習課お願ひします。

文化生涯学習課

16ページをお開き願ひします。

美術品収集検討委員会委員の委嘱について説明をさせていただきます。前回5月の定例会におきまして、土浦市民ギャラリー美術品収集要項につきましてご説明をさせていただいたところでございますが、こちらの要項につきましては、市民ギャラリーにおきまして芸術品等の寄贈及び寄託の申し出があった際や購入する際に、美術品の評価・選定に関する調査研究を行う必要がありますことから、要項のほうを制定いたしまして、その中で美術品収集検討委員会を設置したいというものでございます。

今回報告をさせていただきますのは、美術品収集検討委員につきまして学識経験を有します、こちら中央のところに四角で囲ませていただいております3人に委嘱をするというものでございます。1人目につきましては、小泉淳一さん、茨城県近代美術館学芸顧問でございます。2人目、寺門臨太郎さん、筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授でございます。3人目、島津利幸さん、公益財団法人常陽芸文センター理事、事務局長兼学芸部長の以上の3名でございます。任期につきましては、本年7月1日から2020年6月30日までの2年間でございます。

なお、今回委員の委嘱につきまして、報告という形を取らせていただいておりますのは、ほかの審議会や協議会等のように教育委員会の附属機関として設置される機関ではないためでございます。事務委任規則におきまして教育長に事務委任されている事項と判断されますことから、教育長が委嘱するものとしているものでございます。

教 育 長

今までも委嘱議案出てきましたけれども、それとは違う附属機関でない、教育長管轄のものであるということで、報告ということで説明させていただきましたけれども、ご質問等ございますでしょうか。

教 育 部 長

現実に、どちらかと言うと、この委員のメンバー3名の方にお願ひするのは購入よりも寄贈です。これはギャラリーが新しくオープンしたことによって相当手が挙がっておりまして、保存できる容量も限度がございますので、そこを見きわめたいということで、学識経験者にその辺のところの露払いといいますか、何の寄贈を受けて何をお断りするか、ご意見を賜ってから判断したいということです。ご承知と思いますが、常陽芸文センターについては、旧県庁の手前に常陽銀行系で建てたギャラリー系のセンターの事務局長をされている方で経験豊富だということでお願ひするものでございます。

教 育 長

ありがとうございます。市民ギャラリーに私の絵を差し上げますとか置いていただきたいという方が大分来ているみたいで、それをどう判断するかという、個人的なつき合いというよりも芸術性を一番に、そういう判断をしていただくための委嘱でございます。よろしいでしょうか。

報告事項が終わりまして、その他に移ります。

①夏休みファミリーミュージアム開催についてお願いします。

上高津貝塚

夏休みファミリーミュージアムについて説明いたします。資料は別添のチラシをご覧くださいと思います。

市立博物館と上高津貝塚では、7月22日から9月2日の夏休み期間にあわせて夏休みファミリーミュージアムを開催いたします。内容は、親子で楽しむ体験講座などを予定しております。チラシ表側の市立博物館のページをご覧ください。児童にもわかりやすく説明する夏季展示のワンポイント解説会のほか、例年実施しておりますミニ掛け軸をつくろう、親子はたおり教室などの体験講座や、亀城公園探検を予定しております。また、戦後70年を記念して実施しております戦争の体験談を紹介するパネル展示や、戦争体験者による戦争体験のお話を聞く会を開催いたします。続きまして、チラシの反対側をご覧ください。

上高津貝塚でございますが、「変わるマドリ」と題したテーマ展を開催いたします。この展示では、市内遺跡の発掘調査の成果をもとに、縄文時代から現代に至るまで人々が暮らしてきた建物に注目し、形や間取りがどのように変化してきたかを紹介いたします。体験講座では、例年実施しております縄文土器や勾玉づくり、火起こし体験など、親子、児童が楽しめる企画を用意しております。このほか両館とも期間中楽しめるクイズや両館共通のスタンプラリーを企画しております。

教 育 長

ありがとうございました。夏休みのイベントでございますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

②番、42回目の子ども郷土研究についてお願いします。

上高津貝塚

資料17ページをお願いいたします。

市内の児童生徒を対象に、土浦の歴史や民俗についての自由研究を募集する子ども郷土研究を開催いたします。今回で42回となります。9月末日までに集まった作品について、2回の審査を行い、1月下旬に表彰式と発表会を開催いたします。優秀な作品につきましては収録集に掲載し、最優秀作品につきましては広報つちうら2月上旬号に掲載する予定でございます。

教 育 長

ありがとうございます。これは42回と歴史のあるものでございまして、大分レベル的にも個人的には大学の卒論にしてもおかしくないようなものが出てくることもあります。小学生、中学生でここまでできるのかというかなりレベルの高いものもございまして、市報にも毎年その最優秀作品が出ていると思います。土浦の伝統的なことでございます。よろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。それでは、次、薪能についてお願いします。

文化生涯学習課

資料18ページのほうをお願いいたします。第21回土浦薪能についてでございます。こちら資料あわせて、チラシのほうお手元でございますでしょうか。チラシのほうも一緒にご覧いただきたいと思います。

本市の秋の風物詩として定着をしてまいりました土浦薪能でございますが、今年は10月2日火曜日に開催する運びとなりました。場所は例年同様土浦城址本丸内で開催いたします。

今年は平日の開催となったこともございまして、例年主催の土浦薪能倶楽部が開

催しておりました能楽大会のほうは開催しないこととなりましたが、能楽座の公演につきましては、人間国宝の野村万作氏、梅若実氏、大倉源次郎氏、三島元太郎氏の4人をお迎えするとともに、人気狂言師の野村萬斎氏をお迎えいたしまして豪華絢爛な公演となっております。演目の粗筋につきましては、チラシのほうを開いていただきますとございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。チケットにつきましては、7月26日木曜日から教育委員会7階にございます文化生涯学習課の文化振興室、それから市民会館、亀城プラザで販売いたしますが、教育委員の皆様につきましては、次回の定例会におきまして招待券のほうを準備させていただきたいと思っておりますので、もしお時間ございましたら、ぜひご来場いただきたいと存じます。

教 育 長  
教 育 部 長

ありがとうございます。これまでは土曜日にやっていたということです。今回、平日開催という運びになりました。それについては、来年度については市民会館の改修工事が入るんですが、薪能というのは雨天の場合は市民会館で会場をかえて開催できることをセットとしております。というのは、実行委員会のほうでチケットの部分もございまして、払い戻しとかそういうことがなかなか難しいということで、雨天時の代替会場の確保ができないと開催できないということで、来年度は中止の方向で今考えてございます。そういった意味合いもありまして、今回豪華キャストを呼んで開催するというので、人気の野村万作さんもおいでになりまして、下馬評も高いこともありまして、チケットもすぐ完売する勢いですので、お知り合いの方にもそういう情報はお伝えいただければと。萬斎来るよと、チケットなくなっちゃうと、よろしく願います。来年やらない話は正式決定ではないので、とりあえずこの場にとどめておいていただきたいと思っております。よろしく願います。

教 育 長

豪華キャストですよね、人間国宝4人というのはすごい。毎年好評をいただいて、土浦市外関東近圏からお客様がみえます。ポイントは、外でやるということ。时期的にちょうど月だったり、カワセミなんか飛んだり、コウモリなんか舞ってきたり、宇宙ステーションが通ったりとか、いろいろなことが同時に見えるということが過去にありましたので、外でやる、松の下でやるということで、演者のほうも大分気合いが入っているように感じます。

教 育 部 長  
教 育 長

ほとんどないですから。こういう会場でやる能自体が。ということでございますので、ぜひ皆さんも一度は見ておいていただきたい。お知り合いの方にもPRよろしく願いますということです。ありがとうございます。以上その他ですが、水郷プールについて、スポーツ振興課。

スポーツ振興課

チラシをお配りしました。水郷プールは7月4日からオープンしますので、よろしく願います。

教 育 長  
スポーツ振興課

今年は1週間早く開くということですね。1週間早めて、3連休で、終わりの9月2日までということで、今年は51日間のプールになります。昨年は冷夏ということで入場は少なかったんですけども、今年は天候に恵まれることを期待してございます。

教 育 長

よろしいでしょうか。

続きまして、その他で何かございますか。

文化生涯学習課

今回、市民ギャラリーの展示イベントスケジュールのチラシが完成いたしましたので、ご確認いただきたいと思います。今回こちらのチラシのほう、2,800部作成させていただいております、市の施設及び市内の2カ所の美術関係や写真展など、また、高校や大学、市内の施設、公民館であったり美術館であったりと、およそ180の施設及び報道機関等に配布をいたしましてPRを図るというものでございます。また、インターネットやSNS等も活用しながら、さらにPR等を張っていきたいと考えております。

教育長

展示ギャラリーとオープンギャラリーとはどのように違うのですか。

文化生涯学習課

オープンギャラリーのほうが道路側に面した四つの小さい部屋の所で、展示ギャラリーのほうが奥側の二部屋、大きい部屋の所でございます。

教育部長

展示ギャラリーのほうが美術館並みの仕様で空調管理ができていますので、有名な作品とか、湿度管理を徹底しなくてはならないという場合には展示ギャラリーのほう、オープンギャラリーはそこまででない作品で、市民の皆様が個展を開いたりしていただく場合はご利用いただいております。開けてみていただけますように、当初心配していたんですが、オープンギャラリーも一生懸命職員が頑張りました。

教育長

今年10月の世界湖沼会議にも使うんですよね。ここに書いてあるとおり、今年10月に。

文化生涯学習課

世界湖沼会議のほうで、写真展、映像展等で、期間の前のサテライトつちうらの会場の一部としてご利用いただくというようなことになっております。

鈴木委員

これも今年の予定は詰まっているようですが、来年の予定というか、使用させていただきたい場合はもうかなり埋まっているんですか。

文化生涯学習課

利用の状況はまだ先になりますので、空きがございますので、ぜひ期間等をご確認いただきましてご利用いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

教育部長

募集は半年単位でやっています。それと追加なんですけど、ご案内ですけれども、こちらの資料の右下のほうに、茨城新聞社さんと共催のロバート・キャパ展、戦争写真で有名な方の展示を行います。ただ、新聞社さん共催ということで、新聞社さんのほうで正式発表をまだしていないものですから、こちらのほうも大々的にご案内できない状況でございます。

教育長

ロバート・キャパは報道写真家として世界的に有名な方です。

教育部長

世界的に有名な方でございます。富士美術館という所が所有してございまして、それをお借りして茨城新聞社さんが主体的にやっていくということで、共催になっておりますけれども、我々は施設をお貸しするだけぐらいで、ですから今後茨城新聞のほうでどんどんPRしていくような段取りになっております。

教育長

ありがとうございました。

その他、ございますか。では、次回。

教育総務課

次回の定例会でございます。7月でございますが、第4火曜日が24日となります。7月24日4時からこちらの会議室でお願いしたいと思います。

教育長

よろしいでしょうか。以上で定例会を終わります。ありがとうございました。